

## 小山工業高等専門学校における研究活動の基本方針

制 定 平成 19 年 9 月 12 日

一部改正 平成 29 年 3 月 7 日

学校教育法，高等専門学校設置基準及び独立行政法人国立高専専門学校機構法に基づき，小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における研究活動の基本方針を，次のとおり策定する。

### 1. 研究活動の基本方針

- (1) 学術の発展並びに地域を含む社会の発展に寄与する研究を推進する。
- (2) 研究活動の成果等を本校の学生教育へ反映させ，教育水準の維持・向上を図る。
- (3) 産学官連携による研究活動により，地域産業の発展，地域の活性化に貢献する。
- (4) 共同研究・受託研究等による外部資金獲得を活性化し，教育研究環境の充実を図る。
- (5) 研究活動に必要な研究体制及び支援体制を適切に維持・整備する。
- (6) 研究活動の成果の知的財産化に努める。
- (7) 研究費等の公的資金は，適正に取り扱う。
- (8) 研究活動の自己点検評価に基づき，改善を図っていくための体制を整備し，機能強化を図る。

### 2. 本校として取組む研究の活動

#### (1) 校長裁量経費（重点配分経費）

学科横断型プロジェクト経費，先進的研究経費，萌芽的研究経費を設定し，研究の活性化を通して，教育水準の維持・向上を図る。

#### (2) 共同研究・受託研究等

特にイノベーションサポートセンターを活用した共同研究等を推進し，地域への貢献，外部資金獲得を通して教育研究環境の充実を図る。

#### (3) 第2ブロックにおける研究推進

本校では，「電力見える化研究」「食を中心とするバイオ研究」を，第2ブロック研究協働化事業として掲げ，今後，内容の見直しを含めて，研究を推進し，学術の発展，学生教育の反映や地域貢献の活性化等を図る。

### 3. 教員の研究の活動等

#### (1) 活動内容

研究活動の基本方針を踏まえ，教員の研究活動は，学生に対する教育の質の向上と，専門分野における教員自身の教育研究に対する資質の向上を目的として実施する。各

教員はそれぞれの個性を活かした次のような内容の研究に携わる。

- a) 教育方法・改善に関する研究
- b) 実用化に近いシーズ研究
- c) 地域産業に関連する技術に関する研究
- d) 学術的な基礎研究

これらの研究について、その成果を学術講演会での発表や学術論文として公表することに努める。

## (2) 自己点検評価

- ①各教員は、毎年度当初に、「教員職務活動 目標・計画」を作成し、校長に申請する。
- ②「教員職務活動 目標・計画」をもとに、校長と各教員が面談を行い、共有化する。
- ③各教員は、職務活動の業績を取りまとめ、校長が指定する日までに申請する。

※その後、PDCAサイクルにより、優れた取組みは、FD研修会などで公開し、本校全体でノウハウを共有する。改善点は次年度に活用する。

